

逗子市避難行動要支援者避難支援制度の概要

●目的

災害が発生又は発生するおそれがある場合に、一人で避難することが困難な方の避難を支援するために、日頃から支援を必要とする人を特定し、その一人ひとりについて、災害時に誰が支援してどこの避難所等に避難させるかを定める「個別支援プラン」を策定していく必要があります。

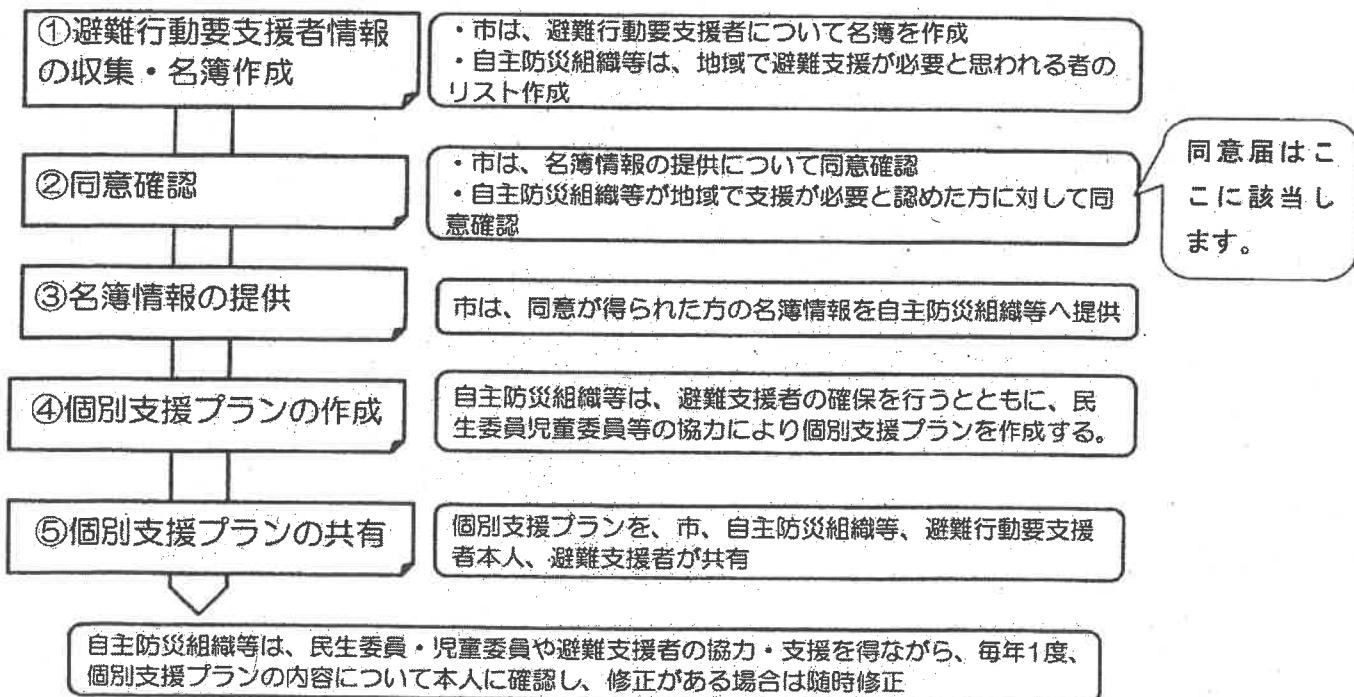
逗子市避難行動要支援者避難支援制度では、逗子市における避難行動要支援者の避難支援対策について、避難行動要支援者の自助及び地域（近隣）の共助を基本とし、避難行動要支援者の避難支援体制の整備を図ることにより、地域の安心・安全部体制を強化することを目的としています。

●基本的な考え方

避難行動要支援者の避難支援については、まずは一人ひとりが自分や家族の身は自分で守るという意識のもとに行う「自助」、そのうえで隣近所への声かけや安否確認、さらに自主防災組織等による組織的な安否確認、避難誘導等の「共助」が確実におこなわれることが重要となります。

このような「自助」、「共助」が機能するためには、日頃から地域で話し合いの機会を設けるなど支援体制の構築に向けた活動が重要であり、避難行動要支援者の避難支援に当たっては「地域の人は、地域で守る」を基本とし、地域のさまざまな人と人とのつながりにより平常時・災害発生時を通じた支援体制づくりを進めていくことが求められています。

●個別支援プラン作成までの流れ



経営企画部防災安全課

電話046(873)1111(内線331)